改正後

（GBASの無線局の無線設備）

第四十五条の十二の八の二　GBASの無線局の無線設備は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

一　一般的条件

イ　変調方式は、差動八相位相変調方式であること。

ロ　伝送速度は、毎秒二、五〇〇ビットであること。

二　有効範囲は、別図第十四号の二に示すところによるものであること。

三　空中線は、発射する電波の偏波面が水平又は楕円となるものであること。

四　前各号に掲げるもののほか、総務大臣が別に告示する技術的条件に合致すること。

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き、百万分率）
［１～５　略］		
6　100MHzを超え470MHz以下	［１～３　略］	［略］
	4　無線測位局	
	(1)　ＶＯＲの送信設備	20
	(2)　ＧＢＡＳの送信設備	2
	(3)　その他の無線測位局（注29、30）	50
	［５～11　略］	［略］
［７～９　略］		

［注１～注57　略］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第45　略］

第46　Ｇ１Ｄ又はＧ７Ｄ電波108.025MHz以上117.975MHz以下の周波数の電波を使用する航空無線航行業務の無線局及びＧ１Ｄ電波118MHz以上137MHz以下の周波数の電波を使用する航空移動業務の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第１から第４までの規定にかかわらず16.8kHzとする。

［第47～第74　略］

改正前

［新設］

別表第一号（第５条関係）

周波数の許容偏差の表

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（Hz又はkHzを付したものを除き，百万分率）
［１～５　同左］		
6　100MHzを超え470MHz以下	［１～３　同左］	［同左］
	4　無線測位局	
	(1)　ＶＯＲの送信設備	20
	(2)　その他の無線測位局（注29，30）	50
	［５～11　同左］	［同左］
［７～９　同左］		

［注１～注57　同左］

別表第二号（第６条関係）

［第１～第45　同左］

第46　Ｇ１Ｄ電波118MHzから137MHzまでの周波数の電波を使用する航空移動業務の無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は，第１から第４までの規定にかかわらず16.8kHzとする。

［第47～第74　同左］